

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
初回入札に係る入札説明書等（令和7年7月1日公表）との比較

主な変更内容は次のとおりである。
字句や文章表現の変更等の軽微な変更については、本表の記載を割愛する。

○入札公告

No.	該当項目						項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
	第	1	(1)	ア	(イ)	a			
1							公告日	<u>令和7年7月1日</u>	<u>令和8年7月10日</u>
2	2	2	(2)	ア	(イ)	d	資格要件	<u>平成22年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成23年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）
3	2	2	(2)	ア	(イ)	e	資格要件	<u>平成22年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成23年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）
4	2	2	(2)	イ	(イ)	d	資格要件	<u>平成22年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成23年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）
5	2	2	(2)	ウ	(イ)	i	資格要件	<u>平成22年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成23年4月1日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）
6	3	1	(1)				交付期間	<u>令和7年7月1日（火）</u> から落札者決定までの期間	<u>令和8年7月10日（金）</u> から落札者決定までの期間
7	3	2	(1)				提出期間	<u>令和7年8月4日（月）</u> から同月8日（金）午後5時まで	<u>令和8年8月10日（月）</u> から同月17日（月）午後5時まで
8							入札提案書及びV E 提案書の提出	<u>3 入札提案書及びV E 提案書の提出</u> <u>(1) 入札提案書の提出</u> <u>2に定める入札参加資格の確認を受けた者（以下「入札参加者」といいます。）は、知事が定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な事業計画を立案し、その内容を示した入札提案書を次のとおり知事に提出しなければなりません。</u> <u>ア 提出期間 令和7年11月4日（火）午後5時まで</u> <u>イ 提出場所 2の(2)に同じ。</u> <u>ウ 提出部数 正本1部</u> <u>副本10部</u> <u>エ 提出方法 持参又は書留郵便とします。</u> <u>オ 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</u> <u>(2) V E 提案書の提出</u> <u>入札参加者のうち、V E（機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取組みをいいます。）に当たる提案がある場合は、知事が定める様式により、その内容を示したV E 提案書を次のとおり知事に提出しなければなりません。</u> <u>ア 提出期間 令和7年11月4日（火）午後5時まで</u> <u>イ 提出場所 2の(2)に同じ。</u> <u>ウ 提出部数 正本1部</u> <u>副本10部</u> <u>エ 提出方法 持参又は書留郵便とします。</u> <u>オ 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</u>	(削除)
9	3	3					入開札等の手続き	<u>4 入開札等の手続</u>	<u>3 入開札等の手続</u>
10	3	3	(1)	ア			日時	<u>令和7年12月26日（金）</u> 午後4時	<u>令和8年8月31日（月）</u> 午後4時
11	3	3	(1)	イ			場所	奈良県中央卸売市場管理棟 <u>3階 大会議室</u>	奈良県中央卸売市場管理棟 <u>2階 第1会議室</u>

No.	該当項目						項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
	第	1	(1)	ア	(ア)	a			
12	3	3	(2)				入札提案書類の提出	入札参加者は、知事が定める様式により、 <u>3</u> の内容及び入札説明書等を参考として、 （中略）並びに改善された入札提案書（以下「入札提案書類」といいます。）を次のとおり知事に提出しなければなりません。	入札参加者は、知事が定める様式により、入札説明書等を参考として、 （中略）並びに入札提案書（以下「入札提案書類」といいます。）を次のとおり知事に提出しなければなりません。
13	3	3	(2)	ア	(ア)		提出日時	<u>令和7年12月26日（金）</u> 午後1時から午後4時まで	<u>令和8年8月31日（月）</u> 午後1時から午後4時まで
14	3	3	(2)	ア	(ウ)		作成方法	（略）厳封の上、 <u>改善された</u> 入札提案書とともに提出すること。	（略）厳封の上、入札提案書とともに提出すること。
15	3	3	(3)				郵便による入札	（略）厳封の上、 <u>改善された</u> 入札提案書とともに梱包し、 （中略）書留郵便 <u>小包</u> とした上、 <u>令和7年12月25日（木）</u> 午後5時までに2の(2)に示す場所に到着するようにしてください。	（略）厳封の上、入札提案書とともに梱包し、 （中略）書留郵便とした上、 <u>令和8年8月28日（金）</u> 午後5時までに2の(2)に示す場所に到着するようにしてください。
16	3	4					入札に係る金額の記入方法	<u>5</u> 入札に係る金額の記入方法	<u>4</u> 入札に係る金額の記入方法
17	3	5					入札執行回数	<u>6</u> 入札執行回数	<u>5</u> 入札執行回数
18	4	7	(2)				落札者の決定方法等	入札価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第3の <u>4</u> の(2)に定める入札提案書類の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により算出された合計点が最も高い者を落札者とします。	入札価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第3の <u>3</u> の(2)に定める入札提案書類の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により算出された合計点が最も高い者を落札者とします。
19	4	1 3					予定価格の額	この事業の予定価格は、 <u>3 3, 4 0 3, 0 7 3, 0 0 0円</u> （消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。	この事業の予定価格は、 <u>4 0, 0 8 5, 3 4 2, 0 0 0円</u> （消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。
20	5	2					Submission period for the statement of intent to bid and the bid qualification screening documents	From <u>August 4, 2025 to August 8, 2025</u> at 5:00 p.m.	From <u>August 10, 2026 to August 17, 2026</u> at 5:00 p.m.
21	5	3					Proposal submission deadline (in person)	4:00 p.m. <u>December 26, 2025</u>	4:00 p.m. <u>August 31, 2026</u>
22	5	4					Proposal submission deadline (by mail)	5:00 p.m. on <u>December 25, 2025</u>	5:00 p.m. on <u>August 28, 2026</u>

○入札説明書

No.	頁	該当項目							令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	〔再公告〕 令和 8 年 7 月 1 0 日公表																													
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）			項目名																												
1	1	1	1						入札説明書の位置付け	本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、奈良県（以下「県」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、<u>令和 7 年 6 月 2 4 日</u>に特定事業として選定した「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 （中略）本事業の基本的な考え方については、<u>令和 7 年 3 月 2 6 日</u>に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等の一部について、<u>実施方針等に関する質問等への回答</u>を反映しているため、<u>入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。</u> また、下記に示す資料は、入札説明書と一体のものである。 入札説明書及び下記に示す資料（以下「入札説明書等」という。）と実施方針等に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問等に対する回答によることとする。 <資料> 資料 1 要求水準書 資料 2 落札者決定基準 資料 3 様式集 資料 4－1 基本協定書（案）共同企業体（J V 用> 資料 4－2 基本協定書（案）<特別目的会社（S P C）用> 資料 5 事業契約書（案） 資料 6－1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案） 資料 6－2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）	本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、奈良県（以下「県」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、<u>令和 7 年 6 月 2 4 日（令和 8 年 7 月 9 日変更）</u>に特定事業として選定した「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 （中略）本事業の基本的な考え方については、<u>令和 7 年 3 月 2 6 日（令和 8 年 7 月 3 日変更）</u>に公表した実施方針と同様であるが、入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。 また、下記に示す資料は、入札説明書と一体のものである。 入札説明書及び下記に示す資料（以下「入札説明書等」という。）と実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。 <資料> 資料 1 要求水準書 資料 2 落札者決定基準 資料 3 様式集 資料 4－1 基本協定書（案）共同企業体（J V 用> 資料 4－2 基本協定書（案）<特別目的会社（S P C）用> 資料 5 事業契約書（案） 資料 6－1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案） 資料 6－2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案） <u>資料 7 「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」（令和 7 年 7 月 1 日公告）に係る入札説明書等に関する質問への回答（令和 7 年 8 月 1 日公表）</u>																												
2	2	1	2						公告日	<u>令和 7 年 7 月 1 日（火）</u>	<u>令和 8 年 7 月 1 0 日（金）</u>																												
3	2	1	4						事業の目的	（略）開設から <u>4 8 年</u> 以上が経過した現在では、（略）	（略）開設から <u>4 9 年</u> 以上が経過した現在では、（略）																												
4	5	2	5	（4）					事業スケジュール	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td><u>令和 8 年 3 月</u></td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 4 月</u></td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 7 月</u></td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 7 月～</u></td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和 1 3 年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和 1 5 年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	<u>令和 8 年 3 月</u>	基本協定の締結	<u>令和 8 年 4 月</u>	仮契約の締結	<u>令和 8 年 7 月</u>	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	<u>令和 8 年 7 月～</u>	設計施工	令和 1 3 年度	新市場の開業	令和 1 5 年度	市場エリア完成	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td><u>令和 8 年 1 0 月</u></td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 1 1 月</u></td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 1 2 月</u></td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr><tr><td><u>令和 8 年 1 2 月～</u></td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和 1 3 年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和 1 5 年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	<u>令和 8 年 1 0 月</u>	基本協定の締結	<u>令和 8 年 1 1 月</u>	仮契約の締結	<u>令和 8 年 1 2 月</u>	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	<u>令和 8 年 1 2 月～</u>	設計施工	令和 1 3 年度	新市場の開業	令和 1 5 年度	市場エリア完成
時期	内容																																						
<u>令和 8 年 3 月</u>	基本協定の締結																																						
<u>令和 8 年 4 月</u>	仮契約の締結																																						
<u>令和 8 年 7 月</u>	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																						
<u>令和 8 年 7 月～</u>	設計施工																																						
令和 1 3 年度	新市場の開業																																						
令和 1 5 年度	市場エリア完成																																						
時期	内容																																						
<u>令和 8 年 1 0 月</u>	基本協定の締結																																						
<u>令和 8 年 1 1 月</u>	仮契約の締結																																						
<u>令和 8 年 1 2 月</u>	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																						
<u>令和 8 年 1 2 月～</u>	設計施工																																						
令和 1 3 年度	新市場の開業																																						
令和 1 5 年度	市場エリア完成																																						
5	6	2	5	（6）					受注者の収入	（略）なお、本事業では <u>強い農業づくり総合支援交付金</u> の交付を受けることを想定している。	（略）なお、本事業では <u>卸売市場緊急整備事業交付金</u> の交付を受けることを想定している。																												
6	8	3	1	（2）	イ	（ア）	b	（d）	資格要件	<u>平成 2 2 年 4 月 1 日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成 2 3 年 4 月 1 日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）																												
7	8	3	1	（2）	イ	（ア）	b	（e）	資格要件	<u>平成 2 2 年 4 月 1 日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	<u>平成 2 3 年 4 月 1 日</u> から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）																												

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表																																																																								
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名																																																																										
8	9	3	1	(2)	イ	(イ)	b	(d)	資格要件	平成22年4月1日から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	平成23年4月1日から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）																																																																								
9	9	3	1	(2)	イ	(ウ)	b	(i)	資格要件	平成22年4月1日から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）	平成23年4月1日から入札参加表明書等の受付締切日までの間において完成し、（略）																																																																								
10	11	3	1	(4)	ア				入札に係る金額	落札者の決定にあたっては、【資料3 様式集「様式7-1-1 入札書」】に記載された金額（以下「入札価格」という。）に、（略）	落札者の決定にあたっては、【資料3 様式集「様式5-1-1 入札書」】に記載された金額（以下「入札価格」という。）に、（略）																																																																								
11	12	3	1	(4)	イ				予定価格の額	33,403,073,000円（消費税等の額を含む。）	40,085,342,000円（消費税等の額を含む。）																																																																								
12	12	3	1	(4)	カ				入札参加資格確認基準日	入札参加資格確認基準日は、令和7年8月8日（金）とする。	入札参加資格確認基準日は、令和8年8月17日（月）とする。																																																																								
13	13	3	1	(4)	サ				提案書類等の変更等の禁止	入札参加表明書等、VE提案書類及び入札提案書類の変更、差し替え並びに再提出は原則として認めない。	入札参加表明書等及び入札提案書類の変更、差し替え並びに再提出は原則として認めない。																																																																								
14	13	3	1	(4)	ソ				その他	入札参加表明書等、VE提案書及び入札提案書類に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。	入札参加表明書等及び入札提案書類に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。																																																																								
15	14	3	2						入札スケジュール	<table><tr><th>日程</th><th>実施内容</th></tr><tr><td>令和7年7月1日（火）</td><td>入札公告及び入札説明書等の公表</td></tr><tr><td>令和7年7月10日（木）</td><td>入札説明書等に関する説明会及び現地説明会</td></tr><tr><td>令和7年7月18日（金）</td><td>入札説明書等に関する質問受付期限</td></tr><tr><td>令和7年8月1日（金）</td><td>入札説明書等に関する質問への回答の公表</td></tr><tr><td>令和7年8月8日（金）</td><td>入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限</td></tr><tr><td>令和7年8月19日（火）</td><td>入札参加資格審査結果の通知</td></tr><tr><td>令和7年8月25日（月）</td><td>入札説明書等に関する個別対話の申込期限</td></tr><tr><td>令和7年9月1日（月） ～令和7年9月2日（火）</td><td>入札説明書等に関する個別対話の実施</td></tr><tr><td>令和7年11月4日（火）</td><td>入札提案書及びVE提案書の受付</td></tr><tr><td>令和7年12月1日（月）</td><td>入札提案書及びVE提案書に関するヒアリング</td></tr><tr><td>令和7年12月10日（水）</td><td>VE提案書に関する回答送付</td></tr><tr><td>令和7年12月26日（金）</td><td>入札書等及び改善された入札提案書の受付</td></tr><tr><td>令和8年2月4日（水）</td><td>改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション</td></tr><tr><td>令和8年3月中旬</td><td>落札者の決定及び公表</td></tr><tr><td>令和8年3月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和8年4月下旬</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年7月上旬</td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr></table>	日程	実施内容	令和7年7月1日（火）	入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年7月10日（木）	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会	令和7年7月18日（金）	入札説明書等に関する質問受付期限	令和7年8月1日（金）	入札説明書等に関する質問への回答の公表	令和7年8月8日（金）	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限	令和7年8月19日（火）	入札参加資格審査結果の通知	令和7年8月25日（月）	入札説明書等に関する個別対話の申込期限	令和7年9月1日（月） ～令和7年9月2日（火）	入札説明書等に関する個別対話の実施	令和7年11月4日（火）	入札提案書及びVE提案書の受付	令和7年12月1日（月）	入札提案書及びVE提案書に関するヒアリング	令和7年12月10日（水）	VE提案書に関する回答送付	令和7年12月26日（金）	入札書等及び改善された入札提案書の受付	令和8年2月4日（水）	改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション	令和8年3月中旬	落札者の決定及び公表	令和8年3月下旬	基本協定の締結	令和8年4月下旬	仮契約の締結	令和8年7月上旬	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	<table><tr><th>日程</th><th>実施内容</th></tr><tr><td>令和8年7月10日（金）</td><td>入札公告及び入札説明書等の公表</td></tr><tr><td>令和8年7月17日（金）</td><td>入札説明書等に関する説明会及び現地説明会</td></tr><tr><td>令和8年7月27日（月）</td><td>入札説明書等に関する質問受付期限</td></tr><tr><td>令和8年8月7日（金）</td><td>入札説明書等に関する質問への回答の公表</td></tr><tr><td>令和8年8月17日（月）</td><td>入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限</td></tr><tr><td>令和8年8月21日（金）</td><td>入札参加資格審査結果の通知</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>令和8年8月31日（月）</td><td>入札書等及び入札提案書の受付</td></tr><tr><td>令和8年9月28日（月）</td><td>入札提案書に関する個別プレゼンテーション</td></tr><tr><td>令和8年10月上旬</td><td>落札者の決定及び公表</td></tr><tr><td>令和8年10月中旬</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和8年10月下旬</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年12月中旬</td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr></table>	日程	実施内容	令和8年7月10日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表	令和8年7月17日（金）	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会	令和8年7月27日（月）	入札説明書等に関する質問受付期限	令和8年8月7日（金）	入札説明書等に関する質問への回答の公表	令和8年8月17日（月）	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限	令和8年8月21日（金）	入札参加資格審査結果の通知	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	令和8年8月31日（月）	入札書等及び入札提案書の受付	令和8年9月28日（月）	入札提案書に関する個別プレゼンテーション	令和8年10月上旬	落札者の決定及び公表	令和8年10月中旬	基本協定の締結	令和8年10月下旬	仮契約の締結	令和8年12月中旬	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）
										日程	実施内容																																																																								
										令和7年7月1日（火）	入札公告及び入札説明書等の公表																																																																								
										令和7年7月10日（木）	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会																																																																								
										令和7年7月18日（金）	入札説明書等に関する質問受付期限																																																																								
										令和7年8月1日（金）	入札説明書等に関する質問への回答の公表																																																																								
										令和7年8月8日（金）	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限																																																																								
										令和7年8月19日（火）	入札参加資格審査結果の通知																																																																								
										令和7年8月25日（月）	入札説明書等に関する個別対話の申込期限																																																																								
										令和7年9月1日（月） ～令和7年9月2日（火）	入札説明書等に関する個別対話の実施																																																																								
										令和7年11月4日（火）	入札提案書及びVE提案書の受付																																																																								
										令和7年12月1日（月）	入札提案書及びVE提案書に関するヒアリング																																																																								
										令和7年12月10日（水）	VE提案書に関する回答送付																																																																								
										令和7年12月26日（金）	入札書等及び改善された入札提案書の受付																																																																								
										令和8年2月4日（水）	改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション																																																																								
										令和8年3月中旬	落札者の決定及び公表																																																																								
										令和8年3月下旬	基本協定の締結																																																																								
										令和8年4月下旬	仮契約の締結																																																																								
										令和8年7月上旬	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																																																								
										日程	実施内容																																																																								
令和8年7月10日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表																																																																																		
令和8年7月17日（金）	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会																																																																																		
令和8年7月27日（月）	入札説明書等に関する質問受付期限																																																																																		
令和8年8月7日（金）	入札説明書等に関する質問への回答の公表																																																																																		
令和8年8月17日（月）	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限																																																																																		
令和8年8月21日（金）	入札参加資格審査結果の通知																																																																																		
（削除）	（削除）																																																																																		
（削除）	（削除）																																																																																		
（削除）	（削除）																																																																																		
（削除）	（削除）																																																																																		
（削除）	（削除）																																																																																		
令和8年8月31日（月）	入札書等及び入札提案書の受付																																																																																		
令和8年9月28日（月）	入札提案書に関する個別プレゼンテーション																																																																																		
令和8年10月上旬	落札者の決定及び公表																																																																																		
令和8年10月中旬	基本協定の締結																																																																																		
令和8年10月下旬	仮契約の締結																																																																																		
令和8年12月中旬	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																																																																		
16	14	3	3	(1)	ア				交付期間	令和7年7月1日（火）から落札者決定までの期間	令和8年7月10日（金）から落札者決定までの期間																																																																								
17	14	3	3	(2)	ア				説明会開催日及び開催場所	日時：令和7年7月10日（木） 午前9時30分から	日時：令和8年7月17日（金） 午後2時から																																																																								

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
18	15	3	3	(2)	エ				参加申込期限	<u>令和7年7月8日（火） 午後5時まで</u>	<u>令和8年7月15日（水） 午後4時まで</u>
19	15	3	3	(3)	イ				受付期間	<u>令和7年7月2日（水）～令和7年7月18日（金） 午後5時まで</u>	<u>令和8年7月13日（月）～令和8年7月24日（金） 午後3時まで</u>
20	15	3	3	(3)	ウ				回答の公表	日時： <u>令和7年8月1日（金）</u> （予定）	日時： <u>令和8年8月7日（金）</u> （予定）
21	15	3	3	(4)	イ				提出期間	<u>令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金） 午後5時まで</u>	<u>令和8年8月10日（月）～令和8年8月17日（月） 午後5時まで</u>
22	15	3	3	(5)					入札参加資格審査結果の通知	入札参加資格審査の結果は、入札参加表明書等の提出者に対して、 <u>令和7年8月19日（火）</u> に書面により通知する。	入札参加資格審査の結果は、入札参加表明書等の提出者に対して、 <u>令和8年8月21日（金）</u> に書面により通知する。
23	16	3	3	(5)	ウ				提出期間	<u>令和7年8月20日（水）～令和7年8月22日（金） 午後5時まで</u>	<u>令和8年8月24日（月）～令和8年8月25日（火） 午後5時まで</u>
24	16	3	3	(5)	エ				回答	県は説明を求められた場合、 <u>令和7年8月29日（金）</u> までに説明を求めた入札参加表明書等の提出者に対して書面により回答する。	県は説明を求められた場合、 <u>令和8年8月27日（木）</u> までに説明を求めた入札参加表明書等の提出者に対して書面により回答する。

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
25									入札説明書等に関する個別対話	<u>(6) 入札説明書等に関する個別対話</u> 入札参加者の本事業に対する理解をより深め、入札参加者の創意工夫を引き出すとともに、提案書類作成の検討の方向性や具体化への一助となることを目的に、本事業の提案に関する全般的な事項を対象とし、実施を希望する者に対して個別に対話を行う。 <u>ア. 提出書類</u> <u>(ア) 【資料3 様式集「様式5 入札説明書等に関する個別対話申込書」】</u> <u>(イ) 個別対話に用いる資料（任意様式）</u> <u>イ. 提出期限</u> 令和7年8月25日（月） 午後5時まで <u>ウ. 提出方法</u> ア. (ア) 及び (イ) に必要事項を記載の上、第1章4.「担当部局」に電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 個別対話申込書」と記載すること。 なお、電子メール送信後、提出者は第1章4.「担当部局」まで電話連絡を行い、個別対話申込書の到達を確認すること。 <u>エ. 実施日</u> 令和7年9月1日（月）～令和7年9月2日（火） ※個別に連絡する。 <u>オ. 実施場所</u> 奈良県大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場管理棟3階 大会議室（予定） ※個別に連絡する。 <u>カ. 参加人数</u> 入札参加者に所属する者で、10名以内とする。 <u>キ. 留意事項</u> <u>(ア) 対話は、本事業の提案に関する全般的な事項を対象とし、実施を希望する者ごとに対面による質問応答形式により実施する。</u> <u>(イ) 県は、対話の実施の有無により、入札参加者間の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。</u> <u>(ウ) 対話の内容は、入札参加者の権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、公表の対象としない。</u> <u>(エ) 対話の結果により、入札説明書等の変更等が生じる場合には、速やかに県ホームページにて公表する。</u>	(削除)

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
26									入札提案書及びV E 提案書の受付	<u>(7) 入札提案書及びV E 提案書の受付</u> 入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書を以下のとおり提出すること。また、入札参加者のうち、V E (※) にあたる提案（以下「V E 提案」という。）がある場合はV E 提案書を以下のとおり提出すること。 <u>※V E (Value Engineering) とは、機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取組みである。</u> <u>ア. 提出書類</u> <u>【資料3 様式集】に示すとおりとする。</u> <u>イ. 提出日時</u> <u>令和7年11月4日（火） 午後5時まで</u> <u>ウ. 提出方法</u> <u>第1章4. 「担当部局」に、持参又は書留郵便によるものとする。</u>	(削除)
27									V E 提案書類に関するヒアリングの実施	<u>(8) V E 提案書類に関するヒアリングの実施</u> 入札提案書又は入札提案書及びV E 提案書（以下「V E 提案書類」という。）を提出した入札参加者は、V E 提案書類の内容確認のために実施するヒアリングに参加しなければならない。 <u>ア. 実施日</u> <u>令和7年12月1日（月）（予定） ※個別に連絡する。</u> <u>イ. 実施場所</u> <u>奈良県大和郡山市筒井町957-1</u> <u>奈良県中央卸売市場管理棟3階 大会議室（予定） ※個別に連絡する。</u> <u>ウ. 参加人数</u> <u>入札参加者に所属する者で、20名以内とする。</u>	(削除)
28									V E 提案書に関する回答	<u>(9) V E 提案書に関する回答</u> <u>(8) を踏まえたV E 提案の採否の結果は、V E 提案書類の提出者に対して、令和7年12月10日（水）（予定）に書面により通知する。</u>	(削除)
29	16	3	3	(6)					入札書等及び入札提案書の提出	<u>(10) 入札書等及び改善された入札提案書の提出</u> 入札参加者は、入札書及び入札価格内訳書（以下「入札書等」という。）と、 <u>(8) 及び (9) の内容を踏まえた本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書（以下「改善された入札提案書」という。）</u> （入札書等及び改善された入札提案書を合わせて以下「入札提案書類」という。）を以下のとおり提出すること。	<u>(6) 入札書等及び入札提案書の提出</u> 入札参加者は、入札書及び入札価格内訳書（以下「入札書等」という。）と、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書（以下「入札提案書」といい、 <u>入札書等及び入札提案書を合わせて以下「入札提案書類」という。）</u> を以下のとおり提出すること。
30	16	3	3	(6)	ア	(ア)			提出書類の作成方法等	(略) 厳封の上、 <u>改善された入札提案書</u> とともに提出すること。	(略) 厳封の上、入札提案書とともに提出すること。
31	16	3	3	(6)	ア	(イ)			提出日時	<u>令和7年12月26日（金）</u> 午後1時から午後4時まで	<u>令和8年8月31日（月）</u> 午後1時から午後4時まで
32	16	3	3	(6)	ア	(ウ)			提出場所	奈良県中央卸売市場管理棟 <u>3階 大会議室</u>	奈良県中央卸売市場管理棟 <u>2階 第1会議室</u>
33	16	3	3	(6)	イ				入札提案書類を郵便により提出する場合	<u>(11)</u> による。	<u>(7)</u> による。

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）	項目名		
34	16	3	3	（7）					郵便による入札	<u>（11）</u> 郵便による入札 入札提案書類は、郵便で提出することができる。この場合は、 <u>（10）</u> ア．（ア）に示すとおり、入札書等を封筒に入れ、「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）に係る入札書等在中」と朱書して、厳封の上、 <u>改善された入札提案書</u> とともに梱包し、その表面に「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）に係る入札提案書類在中」と朱書して、書留郵便 <u>小包</u> とした上、 <u>令和7年12月25日（木）</u> 午後5時までに第1章4．「担当部局」に示す場所に到着するようにすること。	<u>（7）</u> 郵便による入札 入札提案書類は、郵便で提出することができる。この場合は、 <u>（6）</u> ア．（ア）に示すとおり、入札書等を封筒に入れ、「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）に係る入札書等在中」と朱書して、厳封の上、入札提案書とともに梱包し、その表面に「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）に係る入札提案書類在中」と朱書して、書留郵便とした上、 <u>令和8年8月28日（金）</u> 午後5時までに第1章4．「担当部局」に示す場所に到着するようにすること。
35	16	3	3	（8）					開札	<u>（12）</u> 開札 ア．実施日時 <u>令和7年12月26日（金）</u> 午後4時 イ．実施場所 第3章3． <u>（10）</u> ア．（ウ）に同じ。 ウ．立会い 開札は、入札参加グループの代表構成企業の代表者又はその代理人が立ち会うこと。ただし、入札参加グループの代表構成企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。 エ．留意事項 開札においては、入札書等の確認 <u>及び入札金額の読み上げ</u> のみを行い、落札者の決定については行わないものとする。	<u>（8）</u> 開札 ア．実施日時 <u>令和8年8月31日（月）</u> 午後4時 イ．実施場所 第3章3． <u>（6）</u> ア．（ウ）に同じ。 ウ．立会い 開札は、入札参加グループの代表構成企業が立ち会うこと。ただし、入札参加グループの代表構成企業が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。 エ．留意事項 開札においては、入札書等の確認のみを行い、落札者の決定については行わないものとする。
36	17	3	3	（9）					入札提案書に関するプレゼンテーション	<u>（13）</u> 改善された入札提案書に関するプレゼンテーション 入札参加者は、第4章2．「審査部会の設置」に記載の審査部会に対し、 <u>改善された入札提案書</u> の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。	<u>（9）</u> 入札提案書に関するプレゼンテーション 入札参加者は、第4章2．「審査部会の設置」に記載の審査部会に対し、入札提案書の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。
37	17	3	3	（9）	ア				実施日	<u>令和8年2月4日（水）</u> （予定） ※個別に連絡する。	<u>令和8年9月28日（月）</u> （予定） ※個別に連絡する。
38	17	3	3	（9）	ウ				参加人数	入札参加者に所属する者で、20名以内とする。	入札参加者 <u>及び入札参加者に協力する企業</u> に所属する者で、20名以内とする。
39	17	3	3	（9）	エ	（ア）			留意事項	（略）実施日の4営業日前までに、【資料3 様式集「 <u>様式8 改善された入札提案書</u> に関するプレゼンテーション参加書」】に必要事項を記載の上、（略）	（略）実施日の4営業日前までに、【資料3 様式集「 <u>様式6 入札提案書</u> に関するプレゼンテーション参加書」】に必要事項を記載の上、（略）
40	17	3	3	（9）	エ	（イ）			留意事項	（イ）参加者については、 <u>改善された入札提案書</u> に記載した配置予定責任者（統括管理責任者、設計業務責任者、施工業務責任者）の3名は必ず出席すること。	（イ）参加者については、入札提案書に記載した配置予定責任者（統括管理責任者、設計業務責任者、施工業務責任者）の3名は必ず出席すること。
41	17	3	3	（9）	エ	（ウ）			留意事項	（ウ）プレゼンテーションには、提出した <u>改善された入札提案書</u> の拡大パネルやパワーポイント等によるスライドを使用することができる。	（ウ）プレゼンテーションには、提出した入札提案書の拡大パネル、 <u>パワーポイント</u> 等によるスライドを使用することができる。
42	17	3	3	（9）	エ	（エ）			留意事項	（エ）プレゼンテーションに使用する資料は、 <u>改善された入札提案書</u> の内容のみを表現したものとする。	（エ）プレゼンテーションに使用する資料は、入札提案書の内容のみを表現したものとする。
43	18	3	3	（10）					提案内容に関する疑義の確認	<u>（14）</u> 提案内容に関する疑義の確認 <u>（12）</u> の開札において、（略）	<u>（10）</u> 提案内容に関する疑義の確認 <u>（8）</u> の開札において、（略）
44	18	3	3	（11）					入札執行回数	<u>（15）</u> 入札執行回数	<u>（11）</u> 入札執行回数

No.	頁	該当項目								令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
45	18	3	3	(12)					入札保証金	<u>(16)</u> 入札保証金 （略）金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 <u>以下同じ。</u> ））と契約保証の予約をした者は、（略）	<u>(12)</u> 入札保証金 （略）金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。））と契約保証の予約をした者は、（略）
46	18	3	3	(12)	ア	(ア)			提出期間	<u>令和7年7月2日（水）～令和7年12月26日（金）</u> 午後4時まで	<u>令和8年7月13日（月）～令和8年8月31日（月）</u> 午後4時まで
47	18	3	3	(12)	ア	(イ)	a		持参による提出の場合	（略）その場合、提出場所は第3章3. <u>(10)</u> ア.（ウ）に同じ。	（略）その場合、提出場所は第3章3. <u>(6)</u> ア.（ウ）に同じ。
48	18	3	3	(12)	ア	(イ)	b		書留郵便による提出の場合	（略）また、第3章3. <u>(11)</u> に定める郵便による入札において、入札提案書類とともに梱包し、提出することができる。	（略）また、第3章3. <u>(7)</u> に定める郵便による入札において、入札提案書類とともに梱包し、提出することができる。
49	19	3	3	(12)	イ	(ウ)			入札保証に係る書類の作成等	（略）入札保証に係る書類の提出日から <u>令和8年7月31日（木）</u> までを含むものであること。	（略）入札保証に係る書類の提出日から <u>令和8年12月31日（木）</u> までを含むものであること。
50	19	3	3	(12)	イ	(カ)			入札保証に係る書類の作成等	入札保証について、次の表 <u>に定めるものを満たさない者の</u> 行った入札は無効とする。	入札保証について、次の表 <u>のいずれかに該当する者の</u> 行った入札は無効とする。
51	19	3	3	(12)	ウ				入札保証金の納付等に関する問い合わせ先	（略）所定の手続に日を要するため、 <u>令和7年11月26日（水）</u> までに連絡すること。	（略）所定の手続に日を要するため、 <u>令和8年7月31日（金）</u> までに連絡すること。
52	19	3	3	(13)					共同企業体の構成に関する協定書	<u>(17)</u> 共同企業体の構成に関する協定書	<u>(13)</u> 共同企業体の構成に関する協定書
53	20	3	3	(13)	ア				提出期間	<u>令和7年8月12日（火）～令和7年12月26日（金）</u> 午後4時まで	<u>令和8年8月18日（火）～令和8年8月31日（月）</u> 午後4時まで
54	20	3	3	(13)	ア	(ア)			持参による提出の場合	（略）その場合、提出場所は第3章3. <u>(10)</u> ア.（ウ）に同じ。	（略）その場合、提出場所は第3章3. <u>(6)</u> ア.（ウ）に同じ。
55	20	3	3	(13)	ア	(イ)			書留郵便による提出の場合	（略）また、第3章3. <u>(11)</u> に定める郵便による入札において、入札提案書類とともに梱包し、提出することができる。	（略）また、第3章3. <u>(7)</u> に定める郵便による入札において、入札提案書類とともに梱包し、提出することができる。
56	22	5	3						事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	仮契約は、 <u>令和8年6月</u> の県議会の議決を経て本契約となる予定である。	仮契約は、 <u>令和8年12月</u> の県議会の議決を経て本契約となる予定である。
57	24	6	1						議会の議決	事業契約に関する議案 <u>令和8年6月</u> 県議会定例会	事業契約に関する議案 <u>令和8年12月</u> 県議会定例会
No.	頁	該当項目							令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表	
			1	(1)	①	項目名					
58	26	別記	3					着工開始日	<u>3. 着工開始日</u> <u>【資料1 要求水準書】において、賑わいエリアに供される土地を令和14年末日までに県へ引き渡すこととしているため、遅くとも令和15年1月から着工すること。</u>	（削除）	
59		別紙1	2	(1)		①		前金払い	受注者は、各年度の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、（中略）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と各年度末を保証期限とする同法 <u>第2条</u> 第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。	受注者は、各年度の設計業務及び解体業務の設計（以下「設計業務等」という。）、施工業務又は解体業務 <u>（解体業務の設計及び工事監理は除く。以下②、⑧及び⑨において同じ。）</u> に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、（中略）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「 <u>保証事業会社</u> 」という。）と各年度末を保証期限とする同法 <u>同条</u> 第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。	

No.	頁	該当項目					令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			1	(1)	①	項目名		
60		別紙1	2	(1)	②	前金払い	請求できる前払金は各年度の設計業務に係る出来高予定額の10分の3以内、施工又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。	請求できる前払金は各年度の設計業務等に係る出来高予定額の10分の3以内、 <u>施工業務</u> 又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。
61		別紙1	2	(1)	④	前金払い	(略) その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（設計業務に係る出来高予定額については10分の3）から（略）	(略) その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（設計業務等に係る出来高予定額については10分の3）から（略）
62		別紙1	2	(1)	⑤	前金払い	(略) 受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（設計業務に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、（略）	(略) 受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（設計業務等に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、（略）
63		別紙1	2	(1)	⑧	前金払い	前払金は設計業務若しくは施工又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、（略）	前払金は設計業務等、 <u>施工業務</u> 又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、（略）
64		別紙1	2	(1)	⑨	前金払い	(略) 前年度末の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、（略）	(略) 前年度末の設計業務等、 <u>施工業務</u> 又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、（略）
65		別紙1	2	(1)	⑫	前金払い	受注者は、前払金額の変更を伴わない <u>工期</u> の変更が行われた場合には、（略）	受注者は、前払金額の変更を伴わない <u>事業期間</u> の変更が行われた場合には、（略）
66		別紙2		(1)			(略) ただし、残事業期間（ <u>各棟ごとの引渡日</u> までの期間をいう。 <u>以下同じ。</u> ）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。	(略) ただし、残事業期間（引渡日までの期間をいう）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
67		別紙2		(3)			ウ. 契約代金の改定額（増減額）については、開札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の定式により算定する。 A = α × B − B × 10 / 1, 000 (α > 0 のとき) = α × B + B × 10 / 1, 000 (α < 0 のとき) A : 契約代金の改定額（増減額） B : 変動前残契約代金額 α : 改定率 $\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{開札日の指数}} - 1$	ウ. 契約代金の改定額（増減額）については、公告日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の定式により算定する。 A = α × B − B × 10 / 1, 000 (α > 0 のとき) = α × B + B × 10 / 1, 000 (α < 0 のとき) A : 契約代金の改定額（増減額） B : 変動前残契約代金額 α : 改定率 $\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{公告日の指数}} - 1$
68		別紙2		(3)			エ. 変動率の算定に使用する指数は、建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）の都市別指数（大阪）－構造別平均（S）－工事原価とし、 <u>開札日</u> 及び <u>基準日</u> に属する月の確報値とする。（略）	エ. 変動率の算定に使用する指数は、建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）の都市別指数（大阪）－構造別平均（S）－工事原価とし、 <u>公告日</u> 及び <u>基準日</u> に属する月の確報値とする。（略）
69		別紙2		(3)		(新設)		オ. <u>エの規定にかかわらず、公告日時点において合理的に予見することができない特別の事情により著しいインフレーション又はデフレーションが生じ、契約代金の改定について適切な調整を行うことが困難であると請求を受けた相手方が認めた場合には、ウ. の「α：改定率」として用いる数値を変更することについて協議できるものとする。この場合において、請求を行った側は、当該著しいインフレーション又はデフレーションの発生及びその影響を示す客観的な資料を相手方に提出するものとする。</u>
70		別紙2		(3)			カ. (1) に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不適当となったと認めたとき」とは、エ. に示す <u>開札日の指数と当該時点に属する月の指数</u> （この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（ウ. のαに相当する率）の絶対値が1, 000分の10を超えるときをいう。	カ. (1) に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不適当となったと認めたとき」とは、エ. に示す <u>公告日の指数と基準日に属する月の指数</u> （この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（ウ. のαに相当する率）の絶対値が1, 000分の10を超えるときをいう。
71		別紙2		(3)			キ. 事業期間中に、指数の基準年が改訂された場合は、改訂後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。	キ. 事業期間中に、指数の基準年が改訂された場合は、改訂後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

No.	頁	該当項目					令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			1	(1)	①	項目名		
72		別紙2		(4)			(略) この場合、(1)～(3)において「事業契約の締結日」及び「 <u>開札</u> 日」とあるのは、(略)	(略) この場合、(1)～(3)において「事業契約の締結日」及び「 <u>公告</u> 日」とあるのは、(略)

○落札者決定基準

No.	頁	該当項目			令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
		1	(1)	項目名		
1	2	2	(1)	落札者決定までの審査手順	①入札参加資格審査 入札参加資格審査 入札参加資格が確認できない 失格 VE提案の確認 回答 ②提案審査 入札提案書類の確認 提案書類の不備 失格 入札価格の額の確認 予定価格の額を超える 失格 基礎審査 基礎審査確認項目を満たさない 失格 審査部会の所掌範囲 総合審査 価格の評価 提案内容の評価 総合評価 最終提案者の選定 落札者の決定 ※VE（Value Engineering）とは、機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取組みである。	①入札参加資格審査 入札参加資格審査 入札参加資格が確認できない 失格 (削除) ②提案審査 入札提案書類の確認 提案書類の不備 失格 入札価格の額の確認 予定価格の額を超える 失格 基礎審査 基礎審査確認項目を満たさない 失格 審査部会の所掌範囲 総合審査 価格の評価 提案内容の評価 総合評価 最優秀提案者の選定 落札者の決定 (削除)
2	3	2	(4)	入札価格の額の確認	(略) また、【資料3 様式集「様式7-1-1 入札書」】の入札価格と【資料3 様式集「様式7-1-2 入札価格内訳書」】の合計額（入札価格）が異なる場合は、失格とする。	(略) また、【資料3 様式集「様式5-1-1 入札書」】の入札価格と【資料3 様式集「様式5-1-2 入札価格内訳書」】の合計額（入札価格）が異なる場合は、失格とする。

○様式集

No.	頁	該当項目				令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	[再公告] 令和 8 年 7 月 1 0 日公表									
		1	(1)	ア	項目名											
1	1	1	(1)		企業名の記載	<u>様式 7－3 から様式 7－1 1－5（様式 7－1 1－4 の添付資料を除く。）までの提案内容に関する提出書類及び提案内容に関する提出書類（改善されたもの）</u> には、入札参加資格審査結果通知書において提示した入札参加者番号のみを付し、企業名の記載は行わないこと。	<u>様式 5－3 から様式 5－1 1－5（様式 5－1 1－4 の添付資料を除く。）までの提案内容に関する提出書類</u> には、入札参加資格審査結果通知書において提示した入札参加者番号のみを付し、企業名の記載は行わないこと。									
2					<u>(5) 入札説明書等に関する個別対話</u> <u>提出方法等については、入札説明書を参照すること。</u> <u>なお、様式 5 の電子ファイルは Microsoft Excel のファイル形式で提出し、個別対話で用いる資料（任意様式）の電子ファイルは原則 P D F のファイル形式とする。</u>	<table><tr><th><u>様式番号</u></th><th><u>書類名</u></th><th><u>部数</u></th></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>入札説明書等に関する個別対話申込書</u></td><td><u>1 部</u></td></tr><tr><td><u>任意様式</u></td><td><u>個別対話で用いる資料</u></td><td><u>1 部</u></td></tr></table>	<u>様式番号</u>	<u>書類名</u>	<u>部数</u>	<u>5</u>	<u>入札説明書等に関する個別対話申込書</u>	<u>1 部</u>	<u>任意様式</u>	<u>個別対話で用いる資料</u>	<u>1 部</u>	(削除)
							<u>様式番号</u>	<u>書類名</u>	<u>部数</u>							
							<u>5</u>	<u>入札説明書等に関する個別対話申込書</u>	<u>1 部</u>							
							<u>任意様式</u>	<u>個別対話で用いる資料</u>	<u>1 部</u>							

No.	頁	該当項目				令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	[再公告] 令和 8 年 7 月 1 0 日公表																																																																					
		1	(1)	ア	項目名																																																																							
3						(6) <u> V E 提案時の提出書類</u> <u> V E 提案時の提出書類は、提案内容に関する提出書類と V E 提案に関する提出書類の別に次のとおり作成すること。なお、提出方法等については、入札説明書を参照すること。</u> <u>ア. 提案内容に関する提出書類</u> <u>（ア）企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。</u> <u>（イ） A 3 ファイル（横 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「提案内容に関する提出書類」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。</u> <u>（ウ）提案内容に関する提出書類の作成ファイルを C D－R 又は D V D－R（以下「C D－R 等」という。）に一括保存し、ケース等の表紙に「入札参加者番号」及び「 V E 提案」を記載すること。なお、イ. V E 提案に関する提出書類を提出する場合、その作成ファイルも一括保存し、同一の C D－R 等で作成すること。</u> <u>a. C D－R 等は 2 部作成すること。</u> <u>b. ファイル形式は P D F ファイルを原則とし、Microsoft Excel で作成した様式については、Microsoft Excel の電子データも保存すること。なお、Microsoft Excel の電子データは、計算に用いた数式や参照セルが確認できる形態で提出すること。</u> <table><tr><th>様式</th><th>書類名</th><th>サイズ</th><th>枚数</th><th>部数</th></tr><tr><td colspan="5">①事業全体に関する提案書</td></tr><tr><td><u>7－3</u></td><td><u>本事業の実施に係る基本的な事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>1 枚</u></td><td rowspan="8"><u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u></td></tr><tr><td><u>7－4</u></td><td><u>施設の基本性能に係る事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>2 枚以内</u></td></tr><tr><td><u>7－5</u></td><td><u>ライフサイクルコストに係る事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>1 枚</u></td></tr><tr><td><u>7－6</u></td><td><u>社会的配慮に係る事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>1 枚</u></td></tr><tr><td><u>7－7</u></td><td><u>工程計画に係る事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>2 枚以内</u></td></tr><tr><td><u>7－8</u></td><td><u>整備期間中に配慮すべき事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>1 枚</u></td></tr><tr><td><u>7－9</u></td><td><u>本事業に対するその他の事項</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>1 枚</u></td></tr><tr><td><u>7－1 0</u></td><td><u>賑わいエリア整備事業に関するアイデア</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>3 枚以内</u></td></tr><tr><td colspan="5">②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集</td></tr><tr><td><u>7－1 1－1</u></td><td><u>計画概要書</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>任意</u></td><td rowspan="5"><u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u></td></tr><tr><td><u>7－1 1－2</u></td><td><u>仕上げ表</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>任意</u></td></tr><tr><td><u>7－1 1－3</u></td><td><u>工程表</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>2 枚以内</u></td></tr><tr><td><u>7－1 1－4</u></td><td><u>配置予定責任者調書</u></td><td><u>A 4</u></td><td><u>3 枚以内</u></td></tr><tr><td><u>7－1 1－5</u></td><td><u>図面集</u></td><td><u>A 3</u></td><td><u>適宜</u></td></tr></table>	様式	書類名	サイズ	枚数	部数	①事業全体に関する提案書					<u>7－3</u>	<u>本事業の実施に係る基本的な事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u>	<u>7－4</u>	<u>施設の基本性能に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>	<u>7－5</u>	<u>ライフサイクルコストに係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>7－6</u>	<u>社会的配慮に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>7－7</u>	<u>工程計画に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>	<u>7－8</u>	<u>整備期間中に配慮すべき事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>7－9</u>	<u>本事業に対するその他の事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>7－1 0</u>	<u>賑わいエリア整備事業に関するアイデア</u>	<u>A 3</u>	<u>3 枚以内</u>	②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集					<u>7－1 1－1</u>	<u>計画概要書</u>	<u>A 3</u>	<u>任意</u>	<u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u>	<u>7－1 1－2</u>	<u>仕上げ表</u>	<u>A 3</u>	<u>任意</u>	<u>7－1 1－3</u>	<u>工程表</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>	<u>7－1 1－4</u>	<u>配置予定責任者調書</u>	<u>A 4</u>	<u>3 枚以内</u>	<u>7－1 1－5</u>	<u>図面集</u>	<u>A 3</u>	<u>適宜</u>	(削除)
	様式	書類名	サイズ	枚数	部数																																																																							
①事業全体に関する提案書																																																																												
<u>7－3</u>	<u>本事業の実施に係る基本的な事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>	<u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u>																																																																								
<u>7－4</u>	<u>施設の基本性能に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>																																																																									
<u>7－5</u>	<u>ライフサイクルコストに係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>																																																																									
<u>7－6</u>	<u>社会的配慮に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>																																																																									
<u>7－7</u>	<u>工程計画に係る事項</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>																																																																									
<u>7－8</u>	<u>整備期間中に配慮すべき事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>																																																																									
<u>7－9</u>	<u>本事業に対するその他の事項</u>	<u>A 3</u>	<u>1 枚</u>																																																																									
<u>7－1 0</u>	<u>賑わいエリア整備事業に関するアイデア</u>	<u>A 3</u>	<u>3 枚以内</u>																																																																									
②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集																																																																												
<u>7－1 1－1</u>	<u>計画概要書</u>	<u>A 3</u>	<u>任意</u>	<u>正本 1 部</u> <u>副本 1 0 部</u>																																																																								
<u>7－1 1－2</u>	<u>仕上げ表</u>	<u>A 3</u>	<u>任意</u>																																																																									
<u>7－1 1－3</u>	<u>工程表</u>	<u>A 3</u>	<u>2 枚以内</u>																																																																									
<u>7－1 1－4</u>	<u>配置予定責任者調書</u>	<u>A 4</u>	<u>3 枚以内</u>																																																																									
<u>7－1 1－5</u>	<u>図面集</u>	<u>A 3</u>	<u>適宜</u>																																																																									

No.	頁	該当項目				令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	[再公告] 令和 8 年 7 月 1 0 日公表																																		
		1	(1)	ア	項目名																																				
3						イ. <u>VE 提案に関する提出書類</u> (ア) <u>A 3 ファイル（横 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「VE 提案」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。</u> (イ) <u>VE 提案に関する提出書類の作成ファイルを（6）ア.（ウ）に準じて作成すること。なお、VE 提案を行う場合、様式 6－1 の提出は必須とし、様式 6－2 については、様式 6－1 の補足として取扱うため、必要に応じて提出すること。</u> (ウ) <u>VE 提案には想定されるリスクも記載すること。</u> <table><tr><th>様式</th><th>書類名</th><th>サイズ</th><th>枚数</th><th>部数</th></tr><tr><td>6－1</td><td>VE 提案総括表</td><td>A 4</td><td>適宜</td><td>正本 1 部</td></tr><tr><td>6－2</td><td>VE 提案説明資料</td><td>A 3</td><td>適宜</td><td>副本 1 0 部</td></tr></table>	様式	書類名	サイズ	枚数	部数	6－1	VE 提案総括表	A 4	適宜	正本 1 部	6－2	VE 提案説明資料	A 3	適宜	副本 1 0 部	(削除)																			
様式	書類名	サイズ	枚数	部数																																					
6－1	VE 提案総括表	A 4	適宜	正本 1 部																																					
6－2	VE 提案説明資料	A 3	適宜	副本 1 0 部																																					
4	2	2	(5)		入札提案書類	(7) <u>入札提案書類</u> 入札提案書類は、入札に関する提出書類と提案内容に関する提出書類（改善されたもの）の別に次のとおり作成すること。なお、提出方法等については、入札説明書を参照すること。	(5) <u>入札提案書類</u> 入札提案書類は、入札に関する提出書類と提案内容に関する提出書類の別に次のとおり作成すること。なお、提出方法等については、入札説明書を参照すること。																																		
5	3	2	(5)	ア	入札に関する提出書類	(ア) <u>様式 7－1－1 及び様式 7－1－2 を同一の封筒に入れ、朱書きで「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る入札書等在中」と記載し、厳封の上、提出すること。</u> (イ) <u>様式 7－2－1 から様式 7－2－4 を A 4 ファイル（縦 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「入札提案書類提出書」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。</u> <table><tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr><tr><td>7－1－1</td><td>入札書</td><td rowspan="2">1 部</td></tr><tr><td>7－1－2</td><td>入札価格内訳書</td></tr><tr><td>7－2－1</td><td>入札提案書類提出書</td><td rowspan="4">1 部</td></tr><tr><td>7－2－2</td><td>入札提案書類確認書</td></tr><tr><td>7－2－3</td><td>委任状</td></tr><tr><td>7－2－4</td><td>要求水準に関する誓約書</td></tr></table>	様式番号	書類名	部数	7－1－1	入札書	1 部	7－1－2	入札価格内訳書	7－2－1	入札提案書類提出書	1 部	7－2－2	入札提案書類確認書	7－2－3	委任状	7－2－4	要求水準に関する誓約書	(ア) <u>様式 5－1－1 及び様式 5－1－2 を同一の封筒に入れ、朱書きで「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る入札書等在中」と記載し、厳封の上、提出すること。</u> (イ) <u>様式 5－2－1 から様式 5－2－4 を A 4 ファイル（縦 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「入札提案書類提出書」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。</u> <table><tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr><tr><td>5－1－1</td><td>入札書</td><td rowspan="2">1 部</td></tr><tr><td>5－1－2</td><td>入札価格内訳書</td></tr><tr><td>5－2－1</td><td>入札提案書類提出書</td><td rowspan="4">1 部</td></tr><tr><td>5－2－2</td><td>入札提案書類確認書</td></tr><tr><td>5－2－3</td><td>委任状</td></tr><tr><td>5－2－4</td><td>要求水準に関する誓約書</td></tr></table>	様式番号	書類名	部数	5－1－1	入札書	1 部	5－1－2	入札価格内訳書	5－2－1	入札提案書類提出書	1 部	5－2－2	入札提案書類確認書	5－2－3	委任状	5－2－4	要求水準に関する誓約書
様式番号	書類名	部数																																							
7－1－1	入札書	1 部																																							
7－1－2	入札価格内訳書																																								
7－2－1	入札提案書類提出書	1 部																																							
7－2－2	入札提案書類確認書																																								
7－2－3	委任状																																								
7－2－4	要求水準に関する誓約書																																								
様式番号	書類名	部数																																							
5－1－1	入札書	1 部																																							
5－1－2	入札価格内訳書																																								
5－2－1	入札提案書類提出書	1 部																																							
5－2－2	入札提案書類確認書																																								
5－2－3	委任状																																								
5－2－4	要求水準に関する誓約書																																								

No.	頁	該当項目				令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	〔再公告〕 令和 8 年 7 月 1 0 日公表																																																																																																																																										
		1	（ 1 ）	ア	項目名																																																																																																																																												
6	3	2	（ 5 ）	イ	提案内容に関する提出書類	イ．提案内容に関する提出書類（改善されたもの） （ア）企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。 （イ） V E 提案時に提出した内容の修正の有無にかかわらず、全ての様式を提出すること。 （ウ） V E 提案時に提出した内容から修正した部分を明示すること。 （エ） A 3 ファイル（横 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「提案内容に関する提出書類（改善されたもの）」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。なお、正本には修正部分を明示していないもので作成し、副本は修正部分を明示したもので作成すること。 （オ）提案内容に関する提出書類の作成ファイルを C D－R 等に一括保存し、ケース等の表紙に「入札参加者番号」及び「入札提案書類」を記載すること。 a． C D－R 等は 2 部作成すること。 b． ファイル形式は P D F ファイルを原則とし、Microsoft Excel で作成した様式については、Microsoft Excel の電子データも保存すること。なお、Microsoft Excel の電子データは、計算に用いた数式や参照セルが確認できる形態で提出すること。 c． V E 提案時に提出した内容から修正した部分を明示したデータと修正した部分を明示していないデータの両方を保存し、修正した部分を明示したデータには【修正明示有】をファイル名の先頭につけること。 <table><tr><th>様式</th><th>書類名</th><th>サイズ</th><th>枚数</th><th>部数</th></tr><tr><td colspan="5">①事業全体に関する提案書</td></tr><tr><td><u>7－3</u></td><td>本事業の実施に係る基本的な事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td><td rowspan="9">正本 1 部 副本 1 0 部</td></tr><tr><td><u>7－4</u></td><td>施設の基本性能に係る事項</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>7－5</u></td><td>ライフサイクルコストに係る事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>7－6</u></td><td>社会的配慮に係る事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>7－7</u></td><td>工程計画に係る事項</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>7－8</u></td><td>整備期間中に配慮すべき事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>7－9</u></td><td>本事業に対するその他の事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>7－1 0</u></td><td>賑わいエリア整備事業に関するアイデア</td><td>A 3</td><td>3 枚以内</td></tr><tr><td colspan="5">②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集</td></tr><tr><td><u>7－1 1－1</u></td><td>計画概要書</td><td>A 3</td><td>任意</td><td rowspan="5">正本 1 部 副本 1 0 部</td></tr><tr><td><u>7－1 1－2</u></td><td>仕上げ表</td><td>A 3</td><td>任意</td></tr><tr><td><u>7－1 1－3</u></td><td>工程表</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>7－1 1－4</u></td><td>配置予定責任者調書</td><td>A 4</td><td>3 枚以内</td></tr><tr><td><u>7－1 1－5</u></td><td>図面集</td><td>A 3</td><td>適宜</td></tr></table>	様式	書類名	サイズ	枚数	部数	①事業全体に関する提案書					<u>7－3</u>	本事業の実施に係る基本的な事項	A 3	1 枚	正本 1 部 副本 1 0 部	<u>7－4</u>	施設の基本性能に係る事項	A 3	2 枚以内	<u>7－5</u>	ライフサイクルコストに係る事項	A 3	1 枚	<u>7－6</u>	社会的配慮に係る事項	A 3	1 枚	<u>7－7</u>	工程計画に係る事項	A 3	2 枚以内	<u>7－8</u>	整備期間中に配慮すべき事項	A 3	1 枚	<u>7－9</u>	本事業に対するその他の事項	A 3	1 枚	<u>7－1 0</u>	賑わいエリア整備事業に関するアイデア	A 3	3 枚以内	②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集					<u>7－1 1－1</u>	計画概要書	A 3	任意	正本 1 部 副本 1 0 部	<u>7－1 1－2</u>	仕上げ表	A 3	任意	<u>7－1 1－3</u>	工程表	A 3	2 枚以内	<u>7－1 1－4</u>	配置予定責任者調書	A 4	3 枚以内	<u>7－1 1－5</u>	図面集	A 3	適宜	イ．提案内容に関する提出書類 （ア）企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。 <u>（イ） A 3 ファイル（横 2 穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「提案内容に関する提出書類」と記載するとともに、「事業名」及び「入札参加者番号」を記載すること。</u> <u>（ウ）提案内容に関する提出書類の作成ファイルを C D－R 又は D V D－R（以下「C D－R 等」という。）に一括保存し、ケース等の表紙に「入札参加者番号」及び「入札提案書類」を記載すること。</u> a． C D－R 等は 2 部作成すること。 b． ファイル形式は P D F ファイルを原則とし、Microsoft Excel で作成した様式については、Microsoft Excel の電子データも保存すること。なお、Microsoft Excel の電子データは、計算に用いた数式や参照セルが確認できる形態で提出すること。 <table><tr><th>様式</th><th>書類名</th><th>サイズ</th><th>枚数</th><th>部数</th></tr><tr><td colspan="5">①事業全体に関する提案書</td></tr><tr><td><u>5－3</u></td><td>本事業の実施に係る基本的な事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td><td rowspan="9">正本 1 部 副本 1 0 部</td></tr><tr><td><u>5－4</u></td><td>施設の基本性能に係る事項</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>5－5</u></td><td>ライフサイクルコストに係る事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>5－6</u></td><td>社会的配慮に係る事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>5－7</u></td><td>工程計画に係る事項</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>5－8</u></td><td>整備期間中に配慮すべき事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>5－9</u></td><td>本事業に対するその他の事項</td><td>A 3</td><td>1 枚</td></tr><tr><td><u>5－1 0</u></td><td>賑わいエリア整備事業に関するアイデア</td><td>A 3</td><td>3 枚以内</td></tr><tr><td colspan="5">②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集</td></tr><tr><td><u>5－1 1－1</u></td><td>計画概要書</td><td>A 3</td><td>任意</td><td rowspan="5">正本 1 部 副本 1 0 部</td></tr><tr><td><u>5－1 1－2</u></td><td>仕上げ表</td><td>A 3</td><td>任意</td></tr><tr><td><u>5－1 1－3</u></td><td>工程表</td><td>A 3</td><td>2 枚以内</td></tr><tr><td><u>5－1 1－4</u></td><td>配置予定責任者調書</td><td>A 4</td><td>3 枚以内</td></tr><tr><td><u>5－1 1－5</u></td><td>図面集</td><td>A 3</td><td>適宜</td></tr></table>	様式	書類名	サイズ	枚数	部数	①事業全体に関する提案書					<u>5－3</u>	本事業の実施に係る基本的な事項	A 3	1 枚	正本 1 部 副本 1 0 部	<u>5－4</u>	施設の基本性能に係る事項	A 3	2 枚以内	<u>5－5</u>	ライフサイクルコストに係る事項	A 3	1 枚	<u>5－6</u>	社会的配慮に係る事項	A 3	1 枚	<u>5－7</u>	工程計画に係る事項	A 3	2 枚以内	<u>5－8</u>	整備期間中に配慮すべき事項	A 3	1 枚	<u>5－9</u>	本事業に対するその他の事項	A 3	1 枚	<u>5－1 0</u>	賑わいエリア整備事業に関するアイデア	A 3	3 枚以内	②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集					<u>5－1 1－1</u>	計画概要書	A 3	任意	正本 1 部 副本 1 0 部	<u>5－1 1－2</u>	仕上げ表	A 3	任意	<u>5－1 1－3</u>	工程表	A 3	2 枚以内	<u>5－1 1－4</u>	配置予定責任者調書	A 4	3 枚以内	<u>5－1 1－5</u>	図面集	A 3	適宜
						様式	書類名	サイズ	枚数	部数																																																																																																																																							
①事業全体に関する提案書																																																																																																																																																	
<u>7－3</u>	本事業の実施に係る基本的な事項	A 3	1 枚	正本 1 部 副本 1 0 部																																																																																																																																													
<u>7－4</u>	施設の基本性能に係る事項	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>7－5</u>	ライフサイクルコストに係る事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>7－6</u>	社会的配慮に係る事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>7－7</u>	工程計画に係る事項	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>7－8</u>	整備期間中に配慮すべき事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>7－9</u>	本事業に対するその他の事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>7－1 0</u>	賑わいエリア整備事業に関するアイデア	A 3	3 枚以内																																																																																																																																														
②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集																																																																																																																																																	
<u>7－1 1－1</u>	計画概要書	A 3	任意	正本 1 部 副本 1 0 部																																																																																																																																													
<u>7－1 1－2</u>	仕上げ表	A 3	任意																																																																																																																																														
<u>7－1 1－3</u>	工程表	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>7－1 1－4</u>	配置予定責任者調書	A 4	3 枚以内																																																																																																																																														
<u>7－1 1－5</u>	図面集	A 3	適宜																																																																																																																																														
様式	書類名	サイズ	枚数	部数																																																																																																																																													
①事業全体に関する提案書																																																																																																																																																	
<u>5－3</u>	本事業の実施に係る基本的な事項	A 3	1 枚	正本 1 部 副本 1 0 部																																																																																																																																													
<u>5－4</u>	施設の基本性能に係る事項	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>5－5</u>	ライフサイクルコストに係る事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>5－6</u>	社会的配慮に係る事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>5－7</u>	工程計画に係る事項	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>5－8</u>	整備期間中に配慮すべき事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>5－9</u>	本事業に対するその他の事項	A 3	1 枚																																																																																																																																														
<u>5－1 0</u>	賑わいエリア整備事業に関するアイデア	A 3	3 枚以内																																																																																																																																														
②設計、工事監理、施工業務等に関する提案書及び図面集																																																																																																																																																	
<u>5－1 1－1</u>	計画概要書	A 3	任意	正本 1 部 副本 1 0 部																																																																																																																																													
<u>5－1 1－2</u>	仕上げ表	A 3	任意																																																																																																																																														
<u>5－1 1－3</u>	工程表	A 3	2 枚以内																																																																																																																																														
<u>5－1 1－4</u>	配置予定責任者調書	A 4	3 枚以内																																																																																																																																														
<u>5－1 1－5</u>	図面集	A 3	適宜																																																																																																																																														

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																																																																																																																								
		1	(1)	ア	項目名																																																																																																																										
7	4	2	(6)		入札提案書に関するプレゼンテーション	(8) 改善された入札提案書に関するプレゼンテーション 提出方法等については、入札説明書を参照すること。 なお、様式8の電子ファイルは Microsoft Excel のファイル形式で提出し、スクリーンに投影する資料（プレゼンテーションで用いる資料（任意様式））についての電子ファイルは Microsoft PowerPoint 又は P D F のファイル形式とする。 <table><tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr><tr><td>8</td><td>改善された入札提案書に関するプレゼンテーション参加書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>任意様式</td><td>プレゼンテーションで用いる資料（※）</td><td>－</td></tr></table> ※拡大パネル、Microsoft PowerPoint 等によるスライド等。模型及び動画は不可。	様式番号	書類名	部数	8	改善された入札提案書に関するプレゼンテーション参加書	1 部	任意様式	プレゼンテーションで用いる資料（※）	－	(6) 入札提案書に関するプレゼンテーション 提出方法等については、入札説明書を参照すること。 なお、様式6の電子ファイルは Microsoft Excel のファイル形式で提出し、スクリーンに投影する資料（プレゼンテーションで用いる資料（任意様式））についての電子ファイルは Microsoft PowerPoint 又は P D F のファイル形式とする。 <table><tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr><tr><td>6</td><td>入札提案書に関するプレゼンテーション参加書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>任意様式</td><td>プレゼンテーションで用いる資料（※）</td><td>－</td></tr></table> ※拡大パネル、Microsoft PowerPoint 等によるスライド等。模型及び動画は不可。	様式番号	書類名	部数	6	入札提案書に関するプレゼンテーション参加書	1 部	任意様式	プレゼンテーションで用いる資料（※）	－																																																																																																						
様式番号	書類名	部数																																																																																																																													
8	改善された入札提案書に関するプレゼンテーション参加書	1 部																																																																																																																													
任意様式	プレゼンテーションで用いる資料（※）	－																																																																																																																													
様式番号	書類名	部数																																																																																																																													
6	入札提案書に関するプレゼンテーション参加書	1 部																																																																																																																													
任意様式	プレゼンテーションで用いる資料（※）	－																																																																																																																													
No.	頁	該当項目		令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																																																																																																																										
		様式	項目名																																																																																																																												
8	5	1	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会参加申込書	開催日 令和7年7月10日（木） 時 間 9時30分開始（受付：9時から）	開催日 令和8年7月17日（金） 時 間 午後2時開始（受付：午後1時30分から）																																																																																																																										
9	7	3－1	入札参加表明書	令和7年7月1日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札への参加について、参加資格を証する書類を添えて申請いたします。	令和8年7月10日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札への参加について、参加資格を証する書類を添えて申請いたします。																																																																																																																										
10	14	3－7	特別目的会社の設立に関する誓約書	令和7年7月1日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」において落札者となった場合、（略）	令和8年7月10日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」において落札者となった場合、（略）																																																																																																																										
11	15 16	3－8	共同企業体の分担業務額等に関する誓約書	令和7年7月1日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」については、（略）	令和8年7月10日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」については、（略）																																																																																																																										
12	19	4－1	入札参加資格がないとされた理由の説明要求書	令和7年7月1日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」における入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めます。	令和8年7月10日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」における入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めます。																																																																																																																										
13	20	4－2	入札辞退届	令和7年7月1日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札について、（略）	令和8年7月10日に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札について、（略）																																																																																																																										
14	22	5－1－2	入札価格内訳書	<table><tr><td rowspan="10"></td><td colspan="2">直接工事費 外構・インフラ・その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>埋蔵文化財調査事前準備工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市場運営対策費</td><td>食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		直接工事費 外構・インフラ・その他						建築						(略)						電気設備						(略)						機械設備						(略)						その他						埋蔵文化財調査事前準備工事						市場運営対策費	食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）					<table><tr><td rowspan="10"></td><td colspan="2">直接工事費 外構・インフラ・その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市場運営対策費</td><td>食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		直接工事費 外構・インフラ・その他						建築						(略)						電気設備						(略)						機械設備						(略)						その他						(削除)						市場運営対策費	食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）				
	直接工事費 外構・インフラ・その他																																																																																																																														
	建築																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	電気設備																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	機械設備																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	その他																																																																																																																														
	埋蔵文化財調査事前準備工事																																																																																																																														
	市場運営対策費	食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）																																																																																																																													
	直接工事費 外構・インフラ・その他																																																																																																																														
	建築																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	電気設備																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	機械設備																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																														
	その他																																																																																																																														
	(削除)																																																																																																																														
	市場運営対策費	食品衛生面への配慮 （通常必要な措置以外の交通誘導員）																																																																																																																													

No.	頁	該当項目		令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	〔再公告〕令和 8 年 7 月 1 0 日公表																																																																																				
		様式	項目名																																																																																						
15	22	5－1－2	入札価格内訳書	<table><tr><td>直接工事費</td><td>排水機場</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>発電設備</td><td>自家発電（原動機）等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	直接工事費	排水機場					建築						（略）						電気設備						（略）						発電設備	自家発電（原動機）等					（略）						<table><tr><td>直接工事費</td><td>排水機場</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>発電設備</td><td>撤去 等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	直接工事費	排水機場					建築						（略）						電気設備						（略）						発電設備	撤去 等					（略）					
直接工事費	排水機場																																																																																								
建築																																																																																									
（略）																																																																																									
電気設備																																																																																									
（略）																																																																																									
発電設備	自家発電（原動機）等																																																																																								
（略）																																																																																									
直接工事費	排水機場																																																																																								
建築																																																																																									
（略）																																																																																									
電気設備																																																																																									
（略）																																																																																									
発電設備	撤去 等																																																																																								
（略）																																																																																									
16	23	5－1－2	入札価格内訳書	<table><tr><td>直接工事費</td><td>外構解体</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>舗装等撤去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地中障害物（図面等での不可視分）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備撤去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	直接工事費	外構解体					舗装等撤去						地中障害物（図面等での不可視分）						電気設備撤去						<table><tr><td>直接工事費</td><td>外構解体</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>舗装等撤去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（削除）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気設備撤去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	直接工事費	外構解体					舗装等撤去						（削除）						電気設備撤去																																									
直接工事費	外構解体																																																																																								
舗装等撤去																																																																																									
地中障害物（図面等での不可視分）																																																																																									
電気設備撤去																																																																																									
直接工事費	外構解体																																																																																								
舗装等撤去																																																																																									
（削除）																																																																																									
電気設備撤去																																																																																									
17	22	5－1－2	入札価格内訳書	記載要領（入札価格内訳書の作成にあたり、本記載要領は消去してください。） ※1～※5 略 ※6 備品調達・処分、移転はローリング計画に合わせて必要となる仮設建築物等及び新施設への移転費用を、室ごとに分けて記載してください。	記載要領（入札価格内訳書の作成にあたり、本記載要領は消去してください。） ※1～※5 略 ※6 備品調達、移転はローリング計画に合わせて必要となる仮設建築物等及び新施設への移転費用を、室ごとに分けて記載してください。																																																																																				
18	23	5－2－1	入札提案書類提出書	<u>令和7年7月1日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札に対する提案書類を提出します。	<u>令和8年7月10日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札に対する提案書類を提出します。																																																																																				
19	27	5－2－4	要求水準に関する誓約書	<u>令和7年7月1日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札に対する提出書類の一式は、（略）	<u>令和8年7月10日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」に係る総合評価落札方式一般競争入札に対する提出書類の一式は、（略）																																																																																				
20	38	5－1 1－3	工程表	※4 <u>令和8年7月</u> ～令和16年3月の期間で作成してください。	※4 <u>令和8年12月</u> ～令和16年3月の期間で作成してください。																																																																																				
21	41	6	入札提案書に関するプレゼンテーション参加書	<u>令和7年7月1日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の入札提案書に関するプレゼンテーションに参加します。 （中略）参加者氏名（ <u>10名</u> まで）	<u>令和8年7月10日</u> に公告された「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」の入札提案書に関するプレゼンテーションに参加します。 （中略）参加者氏名（ <u>20名</u> まで）																																																																																				

○基本協定書（案）＜共同企業体（J V）用＞

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		条	項	号	項目名		
1	1	2	1	6	定義	「入札説明書等」とは、 <u>令和7年7月1日付</u> 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（略）	「入札説明書等」とは、 <u>令和8年7月10日付</u> 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（略）
2	1	2	1	7	定義	「本件提案」とは、乙が <u>令和7年12月〇日付</u> で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。	「本件提案」とは、乙が <u>令和8年8月〇日付</u> で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。
3	2	5	4		事業契約の締結	甲及び乙は、 <u>令和8年4月</u> を目途として事業契約の仮契約を締結する。	甲及び乙は、 <u>令和8年10月</u> を目途として事業契約の仮契約を締結する。

○基本協定書（案）＜特別目的会社（SPC）用＞

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
		条	項	号	項目名		
1	1	2	1	7	定義	「入札説明書等」とは、 <u>令和7年7月1日付</u> 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（略）	「入札説明書等」とは、 <u>令和8年7月10日付</u> 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（略）
2	1	2	1	8	定義	「本件提案」とは、乙が <u>令和7年12月〇日付</u> で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。	「本件提案」とは、乙が <u>令和8年8月〇日付</u> で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。
3	4	6	4		事業契約の締結	甲及び乙は、 <u>令和8年4月</u> を目途として事業契約の仮契約を締結する。	甲及び乙は、 <u>令和8年10月</u> を目途として事業契約の仮契約を締結する。
No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
				項目名			
4	9	別紙2		株主誓約書の様式		奈良県（以下「甲」という。）及び〇〇株式会社（以下「事業者」という。）間において、 <u>令和8年4月〇日付け</u> で締結された（略）	奈良県（以下「甲」という。）及び〇〇株式会社（以下「事業者」という。）間において、 <u>令和8年10月〇日付</u> で締結された（略）
5	12	別紙4		事業者の確認書		（略）奈良県、落札者の代表構成企業及び構成企業との間で <u>令和8年3月〇日付</u> で締結された（略）	（略）奈良県、落札者の代表構成企業及び構成企業との間で <u>令和8年10月〇日付</u> で締結された（略）

○事業契約書（案）

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		項目名	条	項	号		
1	頭書					本事業契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。	本事業契約の証として本書○通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。
2	2	（費用負担及び本事業の資金調達）	6	5		5 本事業契約の定めるところにより発注者が受注者に生じた増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）に締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。	5 本事業契約の定めるところにより発注者が受注者に生じた増加費用又は損害を負担し又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害について、 <u>損害賠償額の予定</u> その他本事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）との間で締結した契約の <u>定めに基づいて支払われる</u> ときは、発注者が負担し又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた <u>増加費用又は損害</u> であって、 <u>かつ、当該増加費用又は損害が生じた原因と相当因果関係あるもののうち、通常生ずべきものの額</u> に限る。
3	5	（責任の負担）	1 1	2		2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、受注者による本事業の実施に関する発注者による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は受注者から発注者に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、 <u>受注者はいかなる本事業契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、発注者は何ら責任を負担しない。</u>	2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、受注者は、 <u>本事業の実施に関して発注者から受注者に対する請求、催告、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は受注者から発注者に対する報告、通知若しくは説明等（以下本条において「請求等」という。）</u> を理由として、いかなる本事業契約上の責任も免れることはできない。また、発注者は、 <u>請求等を理由として、何ら責任を負担しない。</u>
4	9	（事業期間等の変更による費用負担）	2 4	1	(1)	(1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求（ <u>受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。</u> ））、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更（ <u>受注者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。</u> ））及び③発注者による設計図書の変更（ <u>受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。</u> ））により合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者は、当該増加費用又は損害を負担する。	(1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更、③発注者による設計図書の変更等）により合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者は、当該増加費用又は損害を負担する。
5	9	（事業期間等の変更による費用負担）	2 4	1	(3)	(3) 法令等の変更又は不可抗力により増加費用又は損害が発生した場合、第10章又は第11章の規定に従う。	(3) 法令等の変更又は不可抗力により受注者に <u>合理的な増加費用又は損害</u> が発生した場合、第10章又は第11章の規定に従う。
6	16	（各種調査）	5 2	3		3 受注者は、発注者が提供した、本事業用地に関する本事業関連書類に記載されていない埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等を発見した場合、その旨を直ちに発注者に通知するものとし、 <u>発注者及び受注者は、その対応につき協議する。なお、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等の発見に起因して施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、受注者が当該地中障害物等の発見後に当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期し、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。</u>	3 受注者は、発注者が提供した、本事業用地に関する本事業関連書類に記載されていない埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等（以下「 <u>地中障害物等</u> 」という。）を発見した場合、その旨を直ちに発注者に通知するものとする。 <u>この場合、受注者及び受注者は、その対応につき協議する。</u>
7	17	（各種調査）	5 2	4		（新設）	4 <u>地中障害物等の発見に起因して、施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生し、受注者が地中障害物等の発見後に当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止するために必要と認められる措置を講じた場合、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期し、当該増加費用又は損害を負担する。</u>
8	17	（各種調査）	5 2	5		（新設）	5 <u>前二項の規定にかかわらず、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。</u>
9	17	（各種調査）	5 2	6		4 発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。	6 発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		項目名	条	項	号		
10	17	（新施設の施工に伴う近隣対策）	53	2		2（略）かかる近隣対策の実施について、受注者は、 <u>発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。</u>	2（略）かかる近隣対策の実施について、受注者は、 <u>その内容をあらかじめ発注者に報告し、実施後は遅滞なくその結果を発注者に報告する。</u>
11	19	（受注者による完成検査）	58	1		第58条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、 <u>新施設の完成検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等を行う。なお、施工順序等にあわせて合理的な頻度で完成検査を行うこと。</u>	第58条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、 <u>各新施設について、完成検査及び機器、器具、備品等の試運転等（以下本条において「完成検査等」という。）を行うものとする。</u>
12	19	（受注者による完成検査）	58	2		2 受注者は、発注者に対して、 <u>受注者が前項の検査及び試運転等を行う14日前までに、これらの検査を行う旨及びその予定日を通知する。</u>	2 受注者は、発注者に対して、 <u>完成検査等</u> を行う14日前までに、検査を行う旨及びその予定日を通知する。
13	19	（受注者による完成検査）	58	3		3 発注者は、 <u>第1項の検査及び試運転等</u> に立ち会う。ただし、発注者はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。	3 発注者は、 <u>完成検査等</u> に立ち会う。ただし、発注者はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
14	19	（受注者による完成検査）	58	4		4 受注者は、 <u>第1項の検査及び試運転等においては、本事業関連書類及び設計図書を満たしているか否かについて、発注者が相当と認める方法により検査しなければならない。</u> 受注者は、 <u>第1項の検査及び試運転等の結果を、速やかに検査済証その他の当該検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添えて工事完成届とともに発注者に報告する。</u>	4 受注者は、 <u>完成検査等の結果を、速やかに検査済証その他の当該検査の結果に関する書面の写しを添えて工事完成届とともに発注者に報告する。</u>
15	19	（発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付）	59			第59条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届（ <u>前条第4項の規定に基づき、検査済証及び試運転等の結果に関する書面の写しを添付することを要する。</u> ）を受領した場合（略）	第59条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届を受領した場合（略）
16	29	（本事業の中止等）	91	2		2 発注者は、前項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、必要と認めたときには、 <u>本引渡予定日を変更することができる。</u>	2 発注者は、前項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、必要と認めたときには、 <u>本引渡予定日を変更しなければならない。</u>
17	29	（本事業の中止等）	91	3		3 発注者は、第1項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、本事業の中止又はその <u>続行</u> に起因して受注者に生じた合理的な増加費用（本事業の続行に備え、工事現場を維持するための費用、 <u>及び</u> 労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因 <u>又は</u> 端緒が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。	3 発注者は、第1項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、本事業の中止又は <u>再開</u> に起因して受注者に生じた合理的な増加費用又は損害（本事業の <u>再開</u> に備え、工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
18	29	（本事業の中止等）	91	4		4 <u>前項</u> の規定にかかわらず、本事業の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章の規定に従う。	4 <u>前三項</u> の規定にかかわらず、本事業の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章の規定に従う。
19	30	（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	92	2	（2）	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、 <u>法令等に基づき</u> 、発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。 <u>この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したものとみなす。</u>
20	30	（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	92	2	（3）	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、 <u>法令等に基づき</u> 、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。
21	30	（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	92	5		5 <u>発注者が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本事業の出来形部分が存在する場合</u> 、発注者は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け（略）	5 第2項第1号により本事業契約が <u>解除された場合</u> において、本事業の出来形部分が存在する <u>とき</u> 、発注者は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け（略）
22	31	（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	92	6		6 前項の規定により買い受ける出来 <u>高</u> 部分に相当する契約代金相当額は（略）	6 前項の規定により買い受ける出来 <u>形</u> 部分に相当する契約代金相当額は（略）
23	31	（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	92	7		7 <u>第4項の場合において</u> 、発注者が本事業の出来形部分を買受けない場合、受注者は、発注者と協議の上、自らの費用及び責任により、新施設の買受けられない部分に係る本事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを発注者に引き渡さなければならない。また、この場合、受注者は、発注者が受注者に対し既に支払った契約代金額を、当該解除日における第117条に規定する延滞利息の率	7 <u>第5項の規定にかかわらず</u> 、発注者が本事業の出来形部分を買受けない <u>ことが社会通念上合理的であると認められる場合</u> 、受注者は、発注者と協議の上、自らの費用及び責任により、新施設の買受けられない部分に係る本事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを発注者に引き渡さなければならない。また、この場合、受注者は、発注者が受注者に対し既に支払った契約代金額を、 <u>その</u>

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		項目名	条	項	号		
						に基づき計算した利息を付して返還する。	受領した日の翌日から支払済みまで当該解除日における第117条に規定する延滞利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
24	31	（発注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	93	6		6 前項の規定による当該出来高部分に相当する契約代金相当額は（略）	6 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は（略）
25	31	（発注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	93	7		7 第1項及び第2項に基づき本事業契約が解除された場合、発注者は、受注者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担し、 <u>これとは別に、</u> 発注者が支払うべき契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として受注者が指定する期間内に支払う。	7 第1項及び第2項に基づき本事業契約が解除された場合、発注者は、受注者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担し、 <u>発注者が支払うべき契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として加算した上で、</u> 受注者が指定する期間内に支払う。 <u>発注者が当該期間内に支払わなかったときは、発注者は、当該期間の末日の翌日から支払済みまで当該解除日における第117条に規定する延滞利息の率に基づき計算した利息を受注者に支払わなければならない。</u>
26	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	1	(2)	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、 <u>法令等に基づき、</u> 発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、 <u>発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したもののみなす。</u>
27	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	1	(3)	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、 <u>法令等に基づき、</u> 発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。
28	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	2		（新設）	<u>2 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第101条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると客観的に認められる場合、受注者は、本事業契約の全部を解除することを求めることができ、発注者はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。</u>
29	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	3		<u>2</u> 前項第1号により本事業契約が解除された場合、発注者は、本事業の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。	<u>3</u> 第1項第1号又は前項により本事業契約が解除された場合、発注者は、本事業の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
30	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	4		（新設）	<u>4 法令等の変更起因して相手方に生じた損害について、損害賠償責任を負わない。ただし、当事者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。</u>
31	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	5		<u>3</u> 発注者は、 <u>前項</u> の規定により本事業の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。	<u>5</u> 発注者は、 <u>第3項</u> の規定により本事業の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。
32	32	（法令等の変更による契約解除等）	94	6		<u>4</u> 前項の規定による当該出来高部分に相当する契約代金相当額は（略）	<u>6</u> 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は（略）
33	32	（不可抗力による契約解除）	95	1	(2)	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、 <u>法令等に基づき、</u> 発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。	（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、 <u>発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したもののみなす。</u>
34	33	（不可抗力による契約解除）	95	1	(3)	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、 <u>法令等に基づき、</u> 発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。	※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。 （3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。
35	32	（不可抗力による契約解除）	95	2		（新設）	<u>2 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第103条に基づく協議にもかかわらず、事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業</u>

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		項目名	条	項	号		
							<u>契約の履行のために過大な費用を要すると客観的に認められる場合、受注者は、本事業契約の全部を解除することを求めることができ、発注者はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。</u>
36	32	(不可抗力による契約解除)	95	3		<u>2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、発注者は、新施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。</u>	<u>3 第1項第1号又は前項により本事業契約が解除された場合、発注者は、新施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。</u>
37	32	(不可抗力による契約解除)	95	4		(新設)	<u>4 不可抗力に起因して相手方に生じた損害について、損害賠償責任を負わない。ただし、当事者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。</u>
38	32	(不可抗力による契約解除)	95	5		<u>3 発注者は、前項の規定により、新施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。</u>	<u>5 発注者は、第3項の規定により、新施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。</u>
39	32	(不可抗力による契約解除)	95	6		<u>4 前項の規定による当該出来高部分に相当する契約代金相当額は（略）</u>	<u>6 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は（略）</u>
40	37	(措置請求)	107	—		<u>2 発注者は、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>	(削除)
41	37	(措置請求)	107	2		<u>3 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</u>	<u>2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</u>
42	37	(措置請求)	107	3		<u>4 受注者は、発注者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>	<u>3 受注者は、発注者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>
43	37	(措置請求)	107	4		<u>5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</u>	<u>4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</u>
44	37	(成果物等の著作権)	108	1		<u>2 成果物又は新施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。</u>	<u>第108条 成果物又は新施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含み、著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）以下「著作権」という。）について、全て受注者に帰属させた上で、当該成果物及び当該新施設の各引渡し時に発注者に譲渡する。</u>
45	37	(成果物等の著作権)	108	2		<u>第108条 発注者は、成果物及び建築著作物としての新施設について、発注者の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。</u>	<u>2 発注者は、著作物としての成果物及び建築著作物としての新施設について、自由にこれを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。</u>
46	37	(成果物等の著作権)	108	3		<u>3 受注者は、発注者が成果物又は新施設を次の各号に掲げる<u>ところ</u>により利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（発注者を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又は行使させてはならない。</u> (1)～(4)（略）	<u>3 受注者は、発注者が成果物又は新施設を次の各号に掲げる<u>方法</u>により利用できるよう、必要な権利処理その他の措置を講じなければならない。また、受注者は、当該利用を妨げる著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使してはならず、著作者に対し、当該利用を妨げる著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しない旨の承諾を得るものとし、著作者がこれらの権利を行使しないようにしなければならない。</u> (1)～(4)（略）
47	38	(成果物等の著作権)	108	4	(1)	(1) 第 <u>2</u> 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。	(1) 第 <u>1</u> 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
48	38	(受注者の利用)	109			第109条 発注者は、受注者に対し、成果物 <u>を</u> 複製し、又は翻案することを許諾する。	第109条 発注者は、受注者に対し、 <u>引渡し後の成果物について</u> 、複製し、又は翻案することを許諾する。

No.	頁	該当項目				令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
		項目名	条	項	号		
49	38	（意匠の実施の承諾等）	1 1 2	1		第1 1 2条 受注者は、自ら有する登録意匠（ <u>意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に規定する登録意匠をいう。</u> ）を設計に用い、又は新施設の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、 <u>発注者に対し、新施設に係る意匠の実施を承諾するものとする。</u>	第1 1 2条 受注者は、自ら有する登録意匠を設計に用い、又は新施設の <u>外観、内装その他新施設に係る意匠について意匠法（昭和34年法律第125号）第3条に基づく意匠登録を受けようとするときは、事前に発注者の書面による承諾を得るものとする。</u>
50	38	（意匠の実施の承諾等）	1 1 2	2		（新設）	<u>2 前項において発注者の書面による承諾を得られたときは、受注者は、発注者に対し、当該意匠を新施設の維持管理、改修、増築その他公共目的のために無償で実施することを承諾しなければならない。</u>
51	38	（意匠の実施の承諾等）	1 1 2	3		<u>2 受注者は、新施設の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</u>	<u>3 受注者は、第1項に規定する新施設に係る意匠登録を受ける権利又は意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u>
52	39	（意匠の実施の承諾等）	1 1 2	4		（新設）	<u>4 前三項の規定は、受注者が保有する新施設以外の意匠に影響を及ぼすものではない。</u>

○事業契約書（案）別紙

No.	頁	該当項目					令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			1	(1)	①	項目名		
1	2	別紙1	21			入札説明書	令和7年7月1日付奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。	令和8年7月10日付奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。
2	3	別紙1	24			要求水準書	本事業に関し、 <u>令和7年7月1日</u> に入札説明書とともに公表された資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）をいう。	本事業に関し、 <u>令和8年7月10日</u> に入札説明書とともに公表された資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）をいう。
3	3	別紙1	25			入札説明書等	入札説明書、資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）、資料2 落札者決定基準、資料3 様式集、資料4－1 基本協定書（案）＜共同企業体（JV）用＞、資料5 事業契約書（案）、資料6－1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）、資料6－2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）及びその他入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。 （略）	入札説明書、資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）、資料2 落札者決定基準、資料3 様式集、資料4－1 基本協定書（案）＜共同企業体（JV）用＞、資料5 事業契約書（案）、資料6－1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）、資料6－2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）、 <u>資料7 「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」（令和7年7月1日公告）に係る入札説明書等に関する質問への回答（令和7年8月1日公表）</u> 及びその他入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。 （略）
4	10	別紙4	1	(1)	カ	その他保険条件	水災害危険担保条件、 <u>地震危険担保条件（ただし、地震保険金額は工事保険金額の1％以上とする。）</u> 、一部使用火災危険担保条件並びに県及び県の役職員に対する求償権不行使条件	水災害危険担保条件、一部使用火災危険担保条件並びに県及び県の役職員に対する求償権不行使条件
5	12	別紙5	1	(1)	①	前金払い	受注者は、各年度の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、（中略）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と各年度末を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。	受注者は、各年度の設計業務 <u>及び解体業務の設計（以下「設計業務等」という。）</u> 、 <u>施工業務又は解体業務（解体業務の設計及び工事監理は除く。以下②、⑧及び⑨において同じ。）</u> に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、（中略）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 <u>（以下「保証事業会社」という。）</u> と各年度末を保証期限とする同法同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。
6	12	別紙5	1	(1)	②	前金払い	請求できる前払金は各年度の設計業務に係る出来高予定額の10分の3以内、施工又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。	請求できる前払金は各年度の設計業務等に係る出来高予定額の10分の3以内、 <u>施工業務</u> 又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。
7	12	別紙5	1	(1)	④	前金払い	（略）その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（設計業務に係る出来高予定額については10分の3）から（略）	（略）その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（ <u>設計業務等</u> に係る出来高予定額については10分の3）から（略）
8	12	別紙5	1	(1)	⑤	前金払い	（略）受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（設計業務に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、（略）	（略）受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（ <u>設計業務等</u> に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、（略）
9	12	別紙5	1	(1)	⑧	前金払い	前払金は設計業務若しくは施工又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、（略）	前払金は <u>設計業務等</u> 、 <u>施工業務</u> 又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、（略）
10	12	別紙5	1	(1)	⑨	前金払い	（略）前年度末の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、（略）	（略）前年度末の設計業務等、 <u>施工業務</u> 又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、（略）
11	13	別紙5	1	(1)	⑫	前金払い	受注者は、前払金額の変更を伴わない <u>工期</u> の変更が行われた場合には、（略）	受注者は、前払金額の変更を伴わない <u>事業期間</u> の変更が行われた場合には、（略）
12	14	別紙5	3	(1)			（略）ただし、残事業期間（各棟ごとの引渡日までの期間をいう。 <u>以下同じ。</u> ）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。	（略）ただし、残事業期間（引渡日までの期間をいう。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
13	14	別紙5	3	(3)	ウ		ウ、契約代金の改定額（増減額）については、 <u>開札日</u> と基準日との間の物価指数に基づき、以下の定式により算定する。 $A = \alpha \times B - B \times 10 \div 1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 10 \div 1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$ A：契約代金の改定額（増減額）	ウ、契約代金の改定額（増減額）については、 <u>公告日</u> と基準日との間の物価指数に基づき、以下の定式により算定する。 $A = \alpha \times B - B \times 10 \div 1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 10 \div 1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$ A：契約代金の改定額（増減額）

No.	頁	該当項目					令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			1	(1)	①	項目名		
							B：変動前残契約代金額 α ：改定率 $\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{開札日の指数}} - 1$	B：変動前残契約代金額 α ：改定率 $\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{公告日の指数}} - 1$
14	14	別紙5	3	(3)	エ		エ．変動率の算定に使用する指数は、建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）の都市別指数（大阪）－構造別平均（S）－工事原価とし、 <u>開札</u> 日及び基準日に属する月の確報値とする。（略）	エ．変動率の算定に使用する指数は、建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）の都市別指数（大阪）－構造別平均（S）－工事原価とし、 <u>公告</u> 日及び基準日に属する月の確報値とする。（略）
15	14	別紙5	3	(3)	オ		（新設）	<u>オ．エの規定にかかわらず、公告日時点において合理的に予見することができない特別の事情により著しいインフレーション又はデフレーションが生じ、契約代金の改定について適切な調整を行うことが困難であると請求を受けた相手方が認めた場合には、ウ．の「α：改定率」として用いる数値を変更することについて協議できるものとする。この場合において、請求を行った側は、当該著しいインフレーション又はデフレーションの発生及びその影響を示す客観的な資料を相手方に提出するものとする。</u>
16	14	別紙5	3	(3)	カ		<u>オ．</u> （1）に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不適当となったと認めたとき」とは、エ．に示す <u>開札</u> 日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（ウ．の α に相当する率）の絶対値が1，000分の10を超えるときをいう。	<u>カ．</u> （1）に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不適当となったと認めたとき」とは、エ．に示す <u>公告</u> 日の指数と基準日に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（ウ．の α に相当する率）の絶対値が1，000分の10を超えるときをいう。
17	14	別紙5	3	(3)	キ		<u>カ．</u> 事業期間中に、指数の基準年が改訂された場合は、改訂後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。	<u>キ．</u> 事業期間中に、指数の基準年が改訂された場合は、改訂後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。
18	14	別紙5	3	(4)			（略）この場合、（1）～（3）において「本事業契約の締結日」及び「 <u>開札</u> 日」とあるのは、（略）	（略）この場合、（1）～（3）において「本事業契約の締結日」及び「 <u>公告</u> 日」とあるのは、（略）
No.	頁	該当項目				項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			第1					
19	19	別紙9	1			基本的事項	（基本的事項） 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） <u>第2条第1項</u> に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。	（基本的事項） 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に <u>当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</u>
20	19	別紙9	2			責任体制の整備	（新設）	<u>（責任体制の整備）</u> 第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、 <u>その体制を維持しなければならない。</u>

No.	頁	該当項目			令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			第1	項目名		
21	19	別紙9	3	作業責任者の届出	（従事者の監督及び教育） 第6 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。 （新設） （新設） 2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。	（作業責任者の届出） 第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により発注者に報告しなければならない。 2 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により発注者に報告しなければならない。 3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。 4 受注者は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
22	19	別紙9	4	教育の実施	（新設）	（教育の実施） 第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。
23	19	別紙9	5	取得の制限	（収集の制限） 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。	（取得の制限） 第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
24	19	別紙9	6	秘密の保持	（秘密の保持） 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。	（秘密の保持） 第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

No.	頁	該当項目			令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			第1	項目名		
25	19	別紙9	7	再委託	（再委託の禁止） <u>第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者にその取扱いを委託（以下「再委託」という。再委託の相手方が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）してはならない。</u> （新設） <u>2 受注者は、前項の承諾を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。</u> （新設） （新設） <u>3 前2項の規定は、2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合についても同様とする。</u>	（再委託） <u>第7 受注者は、この契約による事務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。</u> <u>2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を発注者に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。</u> <u>3 前項の場合、受注者は、再委託先に、発注者が受注者に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</u> <u>4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。</u> <u>5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。</u> <u>6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u>
26	20	別紙9	8	派遣労働者等の利用時の措置	（派遣労働者利用時の措置） <u>第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、派遣労働者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。</u> （新設） <u>2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</u>	（派遣労働者等の利用時の措置） <u>第8 受注者は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。</u> <u>2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。</u> <u>3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</u>
27	20	別紙9	9	漏えい、滅失及び毀損の防止	（漏えい、滅失又は毀損の防止） <u>第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u>	（漏えい、滅失及び毀損の防止） <u>第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u>
28	20	別紙9	10	目的外利用・提供の禁止	（目的外利用・提供の禁止） <u>第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。</u>	（目的外利用・提供の禁止） <u>第10 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。</u>

No.	頁	該当項目			令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
			第1	項目名		
29	20	別紙9	1 1	複写又は複製の禁止	（複写又は複製の禁止） 第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。	（複写又は複製の禁止） 第1 1 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
30	21	別紙9	1 2	受渡し	（新設）	<u>（受渡し）</u> 第1 2 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。
31	21	別紙9	1 3	資料等の返還等	（資料等の返還等） 第1 0 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。 （新設） （新設） （新設）	（資料等の返還等） 第1 3 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。 2 前項ただし書の場合において、発注者から立会いを求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。 3 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により発注者に対して報告しなければならない。
32	21	別紙9	1 4	監査及び調査	（新設）	<u>（監査及び調査）</u> 第1 4 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。
33	21	別紙9	1 5	取扱状況についての指示等	（取扱状況についての指示等） 第1 1 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。	（取扱状況についての指示等） 第1 5 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。
34	21	別紙9	1 6	事故発生時における報告等	（事故発生時における報告） 第1 2 受注者は、個人情報の漏えいその他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。 （新設）	（事故発生時における報告等） 第1 6 受注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。 2 発注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

No.	頁	該当項目			令和 7 年 7 月 1 日公表（令和 7 年 9 月 2 9 日修正）	〔再公告〕 令和 8 年 7 月 1 0 日公表
			第 1	項目名		
35	22	別紙 9	1 7	契約解除	（新設）	<u>（契約解除）</u> <u>第 1 7 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。</u> <u>2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。</u>
36	22	別紙 9	1 8	損害賠償	（損害賠償等） <u>第 1 3 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託若しくは再々委託等を行った先又は派遣労働者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合についても同様とする。</u> <u>2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、この契約の解除又は損害賠償の請求をすること。</u>	（損害賠償） <u>第 1 8 受注者の故意又は過失により、受注者が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。</u> （削除）
37	23 ～ 28	別紙 9		参考様式	（新設）	<u>参考様式 1（第 3 関係） 略</u> <u>参考様式 2（第 3 関係） 略</u> <u>参考様式 3（第 7 関係） 略</u> <u>参考様式 4（第 7 関係） 略</u> <u>参考様式 5（第 1 2 関係） 略</u> <u>参考様式 6（第 1 3 関係） 略</u>

○【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）

なし

○【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）

なし

○「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」（令和7年7月1日公告）に係る入札説明書等に関する質問への回答（令和7年8月1日公表）

（新設）